

電波監理審議会（第965回）議事要旨

1 日 時

平成23年4月13日（水）15：00～

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

原島 博（会長）、前田 忠昭（会長代理）、松崎 陽子、山田 攝子、山本 隆司

(2) 電波監理審議会審理官

中道 正仁

(3) 幹事

高橋 重行（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

桜井総合通信基盤局長、吉田電波部長、田中情報流通行政局長、稲田官房審議官 他

4 議 事 模 様

(1) 電波法施行規則、無線局運用規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について （諮問第9号）

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

消防や警察等の危機管理対策機関がヘリコプターを活用し、災害の影響を受けにくい衛星を経由して、情報を危機管理対策機関へ伝送できるよう関係規定を改正するもの。

(2) 無線従事者規則の一部を改正する省令案について （諮問第10号）

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

第一級及び第二級アマチュア無線技士の国家試験におけるモールス電信の実技試験を廃止し、試験科目の「法規」でモールス符号の理解度の確認をするための関係規定の整備を行うもの。

(3) 登録点検事業者等規則の一部を改正する省令案について (諮問第11号)

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

新たに導入された定期検査を省略することができる制度の例外として省令で定める無線局を規定するもの。

(4) 放送用周波数使用計画の一部変更案について (諮問第12号)

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

デジタル放送局間の受信障害の解消のため中継局のチャンネルを別のチャンネルに切り替えることが可能となるよう、放送用周波数使用計画を変更するもの。

(5) 放送法施行規則、電波法施行規則、無線局免許手続規則、放送局の開設の根本的基準及び電波の利用状況の調査等に関する省令の各一部を改正する省令案並びに基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令を定める省令案並びに基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令を定める省令案並びに放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部を変更する告示案について (諮問第13号)

(6) 周波数割当計画の一部変更案について (諮問第14号)

関連する事案のため、諮問第13号及び諮問第14号は一括して審議を行い、審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

平成22年12月3日の放送法等の一部を改正する法律の成立により、有線テレビジョン放送法、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び電気通信役務利用放送法が廃止され、放送法に統合され、マスメディア集中排除原則の基本的部分や有料放送での提供条件の説明が新たに設けられたため、関係規定の整備を行うもの。

(7) その他

日本放送協会平成21年度業務報告書に付する総務大臣の意見について総務省から報告があった。

(文責：電波監理審議会事務局)